

## 滋賀県立総合病院広告付案内板設置募集要項

次のとおり広告付案内板(デジタルサイネージ)の設置事業者を募集しますので、応募を希望される方は、この募集要項をよく読み各事項を承知のうえ、申し込んでください。

### 1. 募集内容

広告主を募集し、広告付案内板を病院内に設置し維持管理する事業者募集

### 2. 設置場所および設備

- ・滋賀県立総合病院本館A棟1階待合ホール（設置場所配置図参照）
  - ・滋賀県立総合病院こども棟本館1階待合ホール（設置場所配置図参照）
- 設備の仕様は別紙のとおり（仕様書参照）

### 3. 契約期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

※契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約期間内であっても取り消すことがあります。

### 4. 設置料等および設置条件

#### (1)広告等設置料

ア 各年度分（令和8・9・10年度の各1年間分）

イ 令和8年4月1日～令和11年3月31日の合計金額

※別記様式1の「滋賀県立総合病院広告等設置申込書」により、ア、イの両方の金額を記入すること。

※詳細は「13 決定方法」を参照。

#### (2)使用料

滋賀県行政財産使用条例(昭和39年滋賀県条例第5号)の規定に基づいて、算出します。(広告等設置料とは別に行政財産の使用料が必要となります。)

#### (3)電気使用料

機器の設置にかかる電気使用料は、設置事業者の負担とする。

電気使用料は当該年度分を一括して請求するものとし、設置事業者は総合病院から請求のあった日から1か月以内に納入すること。

なお、設置事業者による広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された広告等設置料、使用料および電気使用料は返還しない。

#### (4)設置条件

ア 行政財産の使用許可を受けて、総合病院が指定する場所に設置すること。

- イ 設置の日時等（土日祝を含む）については、総合病院担当者と調整すること。
- ウ 電材ボックス等を別に設置する場合は、その設置場所を総合病院と協議して決定することとし、行政財産使用許可を受けること。
- エ 電気を使用する場合は、設置前に院内の電源設備を確認し、院内の業務用機器や照明等に影響を与えないようにすること。
- オ 機器は省電力に対応したものとし、電源の「入・切」は機器の自動制御により行えるようにすることとし、電源の「入」時間は、平日（外来診療日）の午前8時から午後5時までとする。
- カ 表示板のデザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこととし、本体の角が鋭利なものとならないようにすること。
- キ 地震等の際の転倒防止策を講じること。
- ク 総合病院から広告内容等の修正等の指示を受けた場合は、これに従うこと。
- ケ 表示板設備機器に不具合が生じた場合は、設置事業者の負担により、速やかに対処し、復旧すること。
- コ 設置、撤去、移転および設置前の原状回復に要する一切の費用は、設置事業者が負担すること。
- サ 機器の盗難、毀損、転倒、機器の障害、電源設備の異常等、危機に関するトラブルが発生した場合は、その発生理由に関わらず、設置事業者の負担により迅速に対応すること。この際、総合病院の責任によることが明らかな場合を除き、設置事業者が一切の責任を負うこと。
- シ 設置、使用にかかる権利を第三者に譲渡または転貸しないこと。

## 5. 提出書類

応募にあたっては、以下の書類を6の(1)に示す場所に提出してください。

なお、総合病院が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1)滋賀県立総合病院広告等設置申込書（別記様式1）

(2)印鑑登録証明書 写し可

※提出日において発行日から3か月以内のものを提出してください。

(3)定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類(法人のみ) 写し可

(4)法人登記記載事項全部証明書 写し可

(5)会社概要および直近3か年の決算報告書 写し可

(6)滋賀県税に未納がないことを証する納税証明書 写し可

※提出日において発行日から3か月以内のものを提出してください。

(7)誓約書

(8)設置する表示板のカタログ(寸法、消費電力等が確認できるもの)

## 6. 提出先および提出期間

(1)提出先 滋賀県立総合病院 総務課総務係

〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号

(2)提出期間 令和8年2月2日(月)～令和8年2月13日(金)まで

(土曜日、日曜日を除く)午前9時から午後5時までとします。

※郵便の場合、書留郵便により令和8年2月13日(金)の午後5時までに必着のこと。

(ファクシミリおよび電子メールでの提出は認めません。)

#### 7. 広告等の審査および決定方法

申込のあった団体・企業および広告内容の適格性については、「滋賀県病院事業庁広告等事業実施要綱」および「滋賀県立総合病院広告等設置基準」に基づいて、滋賀県立総合病院広告等選定委員会が審査を行うものとする。

(1)広告等設置者の決定前において、申込書の取下げの申出があった場合は、辞退届(別記様式2)を提出すること。

(2)広告等設置者が広告代理店その他の広告取扱業者であって、申込書の提出時に広告主が決定していないときは、広告主の決定後、速やかに「滋賀県立総合病院広告等変更申出書」(別記様式3)を提出する。

(3)前項の場合において、決定した広告主が設置基準等を満たさないと認められたときは、広告主を変更すること。

(4)広告等設置者は広告等の設置等を行おうとするときは、事前に広告等の内容、デザイン等が明らかとなる資料の提出をしなければならない。

(5)広告等の内容、デザイン等が法令、要綱等に違反し、又はそのおそれがあると認められるときは、設置等の前後を問わず、広告等の内容、デザイン等の修正をすること。

(6)広告等設置者が契約期間中に広告等の設置等を取りやめようとするときは、取りやめる1月前までに「滋賀県立総合病院広告等取下げ申出書(別記様式4)」を提出することとし、行政財産の返還の手続をとることとする。

#### 8. 広告等設置の基準

(1)広告の範囲および内容が、「滋賀県病院事業庁広告等事業実施要綱」第5条第1項各号および「滋賀県立総合病院広告等設置基準」1の各号に定める業種または事業者該当しないこと

(2)広告の範囲および内容が、「滋賀県病院事業庁広告等事業実施要綱」第5条第2項各号および「滋賀県立総合病院広告等設置基準」2の各号に定める業種または事業者該当しないこと

#### 9. 応募に必要な条件

広告主または広告代理店のどちらも応募可能ですが、広告代理店が応募する場合には、広告代理店に加えて広告主もすべての要件を満たしていなければならない。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。

(2)法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有して

いること。

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当しない者であること、かつ、次のいずれにも該当しない者であること。(会社の役員など実質的に営業に関与している者についても、次のいずれにも該当しないこと。)

ア 暴力団員等(滋賀県暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団員等をいう。(以下同じ。))のおそれがある者。

イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用しているおそれがある者。

ウ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 上記アないしエのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているおそれがある者。

(4)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及びその構成員でないこと。

(5)滋賀県税を滞納していないこと。

## 10. 質問書および回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1)受付期間 令和8年2月2日(月)～令和8年2月6日(金)まで

(土曜日、日曜日を除く)午前9時から午後5時までとします。

(2)受付方法 質問書に記入のうえ、公告に示す問い合わせ先にファクシミリで送付してください。

(3)質問者への回答

質問者に対し、ファクシミリあるいは電話で回答します。

## 11. 無効

以下の事項に該当する場合は、無効になります。

(1)提出書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

(2)提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

(3)提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(4)提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。

(5)8に定める必要な資格要件に該当しない者がしたもの。

(6)談合その他不正の行為があったと認められるもの。

## 12. 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

### 13. 決定方法

提出された滋賀県立総合病院広告等設置申込書をもとに、資格要件を満たすと認められた者が提出した滋賀県立総合病院広告等設置申込書に記載の見積額が、滋賀県立総合病院が設定した予定価格以上の額で、合計額が最高金額を提案した者を設置事業者に決定します。

ただし、最高金額を提示したものが2人以上ある場合は、各業者へ連絡後、職員がくじによって設置事業者を決定します。最高金額提出業者はくじに参加していただいても結構です。(正式なくじの日時は連絡時に決定します。)

決定は令和8年2月16日(月)午前11時の予定です。決定された者にのみ電話で連絡します。

#### 【参考】

ア 各年度分(令和8・9・10年度の各1年間分)

イ 令和8年4月1日～令和11年3月31日の合計金額

※ア、イの両方の見積額が予定価格以上でなければ不採用となります。

※見積書(滋賀県立総合病院広告等設置申込書)の提出は、別記様式1によること。

### 14. 行政財産使用許可の手続き

(1)設置事業者決定された者は、令和8年3月9日(月)までに行政財産使用許可申請書を提出してください。

#### (2)添付書類

ア 設置場所の図面

イ 設置する表示板のカタログ(寸法、消費電力が確認できるもの)(省略可)

ウ 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類(法人のみ)(省略可)

(3)使用許可の手続きに要する一切の費用については、設置事業者決定された者の負担とします。

### 15. 契約の締結および契約保証金

設置事業者決定された者は、広告等の設置等に関する契約書を締結しますので、その内容をご確認ください。なお、本契約に伴う契約保証金は免除します。

### 16. 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1)設置事業者が応募資格としての資格を失った時。

(2)その他設置事業者が本件契約の相手方として不適当と認められる場合。

### 17. 広告等設置料等の請求

契約の締結および行政財産使用許可の手続き後、広告等設置料等を請求します。

### 18. 留意事項

(1)設置期間が満了し、更新しない場合は、設置場所を原状回復すること。

(2)設置事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

(3)本仕様書に明記されていない事項及び記載されていない事項については、双方協議のうえ、決定する。

#### 19. その他

設置事業者は、採用決定後、令和8年3月9日（月）までに、「滋賀県立総合病院広告等変更申出書」（別記様式3）を提出すること。広告主、広告内容等の内容がわかる資料も併せて提出すること。

#### 20. 施設の概要

- ・名称：滋賀県立総合病院
- ・所在地：滋賀県守山市守山五丁目4番30号・7番30号
- ・診療受付時間：8時30分から11時まで ※2科受診者を除く
- ・休診日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）
- ・診療科数：32 診療科
- ・年間外来患者数：R5 年度 約 24.7 万人（うちこども棟 4.5 万人）  
R6 年度 約 25.5 万人（うちこども棟 4.7 万人）
- ・病床数：635 床

#### 21. 申込み、問合せ先

（問い合わせ先）〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号

滋賀県立総合病院

総務課総務係 担当： 武田

Tel：077(582)8034

FAX：077(582)5931